



## 【画面サンプル】 1. 「算定情報」の表示①

MAVIS マスタWorth 病院: Worth 様 ◆管理者 ◆ アップロード ミニメール 取扱説明書 その他設定

ダッシュボード | 医療材料 | 医薬品 | 検査試薬 | 機器・保守 | 医事整合 | 月次統計 | Worth

商品詳細 印刷 PDF化

商品詳細 ラジフォーカスイントロデューサー IIH

…保険請求関連の情報

製造元	[4987350]テルモ
販売元	[4987350]テルモ

商品コード	4987350092878	JANコード	4987350092878
JMDNコード	[10598000]心臓用カテーテルイントロデューサーセット		
商品名	ラジフォーカスイントロデューサー IIH		
商品名(カナ)	ラジフォーカスイントロデューサー IIH		
製品番号	RR-A60K10A		
規格	RR-A60K10A 6Fr 10cm アングル		

単位(バラ)	[09]ST
旧定価(バラ)	¥2,230.00
定価(バラ)	¥2,210.00
定価適用日	2020/04/01
ケース入数	5

商品の詳細画面で「**特定医療保険材料**」を表示すると、「**Worth算定情報**」のボタンが表示されます。

※保険請求に関する詳細情報を参照できます。

**Worth算定情報**

保険区分	[1] 償還価格品	薬事承認番号	20500BZZ00648000
診療材料コード	[738150000]	機能区分コード	B0020010101
特定保険医療材料	血管造影用シースイントロデューサーセット(一般用・標準型)		
レセプト略名称	血管造影用シースイントロデューサーセット(一般用・標準型)		
償還金額 (本体償還金額)	¥2,160.00 (¥1,963.64)	償還金額適用日	2022/04/01
包装償還単価 (本体包装償還単価)		包装償還係数	1.000
旧包装償還単価 (旧本体包装償還単価)	¥2,210.00 (¥2,009.09)		

課税区分	[1] 課税	消費税率	10.00%
生物由来区分	[0] なし	トラッキング	[0] しない
販売	[0] 販売	販売中止理由	
後続商品コード			

生物由来製品分類	[0]医療機器	医療用具分類	[4]高度管理医療機器
保守管理分類	[0]非該当		

MRP大分類	[B12]血管造影関連	大分類	[01]検査・診断用
MRP中分類	[69]シースイントロデューサー	中分類	[02]カテーテル類
MRP小分類	[221]シースイントロデューサー	小分類	[03]周辺関連材料

販売中止品は「製品番号」の末尾に「S」

# 【画面サンプル】 1. 「算定情報」の表示②

算定情報

印刷 PDF化

## ■ 算定情報 [II001]血管造影用シースイントロデューサーセット (2023/09版)

### 一般名・目的

◆薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテルイントロデューサーキット」、「カテーテルイントロデューサー」、「ヘパリン使用カテーテルイントロデューサー」、「静脈用カテーテルイントロデューサーキット」、「ヘパリン使用静脈用カテーテルイントロデューサーキット」、「イントロデューサー」、「中心静脈用カテーテルイントロデューサーキット」、「ガイディング用血管内カテーテル」又は「止血弁付カテーテルイントロデューサー」であること。  
◆血管造影法、心臓血管造影、心臓カテーテル法を行う際

に、カテーテル等の挿入部位の確保を目的に使用するカテーテルであること。  
◆血管造影等を目的に使用されるダイレーター、カテーテルシース、ガイドワイヤー等であること。  
◆機能区分の分類構造、使用目的(分)、蛇行血管用(ねるもの)、大動

動型の合計8区分に区分する。

血管造影関連

### 分野番号・特定保険医療材料名(分野名)

材料価格基準告示の分野番号と特定保険医療材料名を掲載。

### 一般名・目的

「特定保険医療材料の定義について」(厚生労働省からの通知)で示される一般的名称と定義を掲載。

### 機能区分3 [738150000] (1)一般用-①標準型 (2,160円)

■(1)一般用  
①標準型 2,160円  
レセ 738150000  
【機能区分の定義】

次のいずれにも該当すること。  
(ア)血管造影等を行う際に使用するものであること。  
(イ)〔一般用/特殊型〕、〔蛇行血管用〕、〔選択的導入用〕、

### 機能区分

分類されている区分数を掲載し、個々の機能区分の事項を掲載。

### 保険メモ

【II-001 血管造影用シースイントロデューサーセット】  
(1)血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレーター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの費用

が含まれ別に算入される場合は、ダイ

### 保険メモ

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(厚生労働省からの通知)で示される分類ごとの留意事項を掲載。

### 主な適用

冠動脈疾患、先天性心疾患、心臓弁膜症、心筋疾患、肺高血圧症、肺性心、不整脈、胸部大動脈瘤、腸骨動脈瘤、腹部大動脈瘤

### 主な適用

特定保健医療材料が使用される主な傷病名を例示。  
※掲載している傷病名以外の傷病名が保険診療で認められないというものではない。

### 関連手技等

■D206  
1 心カテ(右心) 3,600点  
2 心カテ(左心) 4,000点  
(注1)新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。  
(注2)当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンプロロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンプロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。  
(注3)血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、血管内超音波検査加算又は血管内光断層撮影加算として、400点を所定点数に加算する。  
(注4)冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。

イドラインにおける急性冠症候群の短期リスク評価が高リスク 【留意事項】  
又は中等度リスクに短期リスク評価来院から24時間以内)に当該手術要欄に来院時刻(4)「3」のその他病変に対して実施した場合に算定すること。診療報酬明細書の摘要欄にアからウまでのいずれかの要件を満たす医学的根拠について記載すること。なお、ウの病変に対して実施する場合は、循環器内科又は心臓血管外科を担当する医師が複数名参加するカンファレンス等により医学的な必要性を検討すること。また、実施の医学的必要性及び検討の結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
ア 機能的虚血の原因である狭窄病変  
イ 区分番号「D206」に掲げる心臓カテーテル法における90%以上の狭窄病変  
ウ その他医学的必要性が認められる病変  
(5)(2)のア及びイに該当する急性心筋梗塞患者に対して、(3)のウを満たして当該手術を実施した場合は、「2」に準じて算定する。

### 関連手技等

特定保険医療材料が使用される主な診療行為を例示。  
※掲載している診療行為以外に使用できないというものではない。

する急性心筋梗塞患者に対して実施した場合に算定する。ただし、冠動脈インターベンション治療(区分番号「K546」から「K550-2」まで)又は冠動脈バイパス術(区分番号「K552」及び「K552-2」)後24時間以内に発症した場合は「1」の急性心筋梗塞に対するものは算定できない。なお、診療報酬明細書の摘要欄にアからウまでのそれぞれについて、要件を満たす医学的根拠について記載すること。  
ア 心筋トロポニン(TnT)又は心筋トロポニンが高値であること又は心筋トロポニン(TnT)若しくは心筋トロポニンの測定ができない場合であってCK-MBが高値であること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に測定項目及びその値について記載すること。  
イ 以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当すること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に該当項目及びその所見の得られた時



## 【画面サンプル】 1. 「算定情報」の表示③

(注5)循環動態解析装置を用いて冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算(循環動態解析装置)として、7,200点を所定点数に加算する。  
 (注6)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。  
 (注7)同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。  
 (注8)カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。  
 (注9)エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。  
 (注10)心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を所定点数に加算する。

### 【留意事項】

- (1)心臓カテーテル検査により大動脈造影、肺動脈造影及び肺動脈閉塞試験を行った場合においても、心臓カテーテル法による諸検査により算定するものとし、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。
- (2)心臓カテーテル法による諸検査のようなカテーテルを用いた検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に含まれる。
- (3)「注5」の循環動態解析装置を用いる冠動脈血流予備能測定検査は、関連学会の定める指針に沿って行われた場合に限り算定する。ただし、本加算と区分番号「E200-2」血流予備量比コンピューター断層撮影は併せて算定できない。
- (4)「注5」の循環動態解析装置を用いる冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合、「注4」の冠動脈血流予備能測定検査に係る特定保険医療材料は算定できない。
- (5)「1」の右心カテーテル及び「2」の左心カテーテルを同時に行った場合であっても、「注1」、「注2」、「注3」、「注4」及び「注5」の加算は1回のみに限られる。
- (6)「注3」、「注4」、「注5」及び「注6」に掲げる加算は主たる加算を患者1人につき月1回に限り算定する。
- (7)心筋生検を行った場合は、区分番号「D417」組織試験採取、切採法の所定点数を併せて算定する。

【訂正:事務連絡/令和4年3月31日】

### ■E003

- 3 造影剤注入手技(動脈造影カテーテル法)(選択的血管造影) **3,600点**
- 3 造影剤注入手技(動脈造影カテーテル法)(イ以外) **1,180点**
- 4 造影剤注入手技(静脈造影カテーテル法) **3,600点**

### 【留意事項】

- (1)造影剤注入手技料は、造影剤使用撮影を行うに当たって造影剤を注入した場合に算定する。ただし、同一日に静脈内注射又は点滴注射を算定した場合は造影剤注入手技の「1」点滴注射の所定点数は重複して算定できない。
- (2)「3」の動脈造影カテーテル法及び「4」の静脈造影カテーテル法とは、血管造影カテーテルを用いて行った造影剤注入手技をいう。
- (3)「3」の「イ」は、主要血管である総頸動脈、椎骨動脈、鎖骨下動脈、気管支動脈、腎動脈、腹部動脈(腹腔動脈、上及び下腸間膜動脈を含む。)、骨盤動脈又は各四肢の動脈の分枝血管を選択的に造影撮影した場合、分枝血管の数にかかわらず1回に限り算定できる。総頸動脈、椎骨動脈、鎖骨下動脈、気管支動脈及び腎動脈の左右両側をあわせて造影した場合であっても一連の主要血管として所定点数は1回に限り算定する。
- (4)静脈造影カテーテル法は、副腎静脈、奇静脈又は脊髄静脈に対して実施した場合に算定できる。
- (5)「6」の「イ」注腸を実施する際の前処置として行った高位洗腸の処置料は所定点数に含まれ、別途算定できない。
- (6)「6」の「ロ」その他のものとは、腰椎穿刺注入、胸椎穿刺注入、頸椎穿刺注入、関節腔内注入、上顎洞穿刺注入、気管内注入(内視鏡下の造影剤注入によらないもの)、子宮卵管内注入、胃・十二指腸ゾンデ挿入による注入、膀胱内注入、腎盂内注入及び唾液腺注入をいう。
- (7)経皮経肝胆管造影における造影剤注入手技は区分番号「D314」により算定し、胆管に留置したドレーンチューブ等からの造影剤注入手技は区分番号「E003」の「6」の「ロ」により算定する。

(6)次の表に該当する場合は、経皮的冠動脈形成術用カテーテルに係る費用は、それぞれ次の表に示す本数を算定する。なお、医学的根拠に基づきこれを上回る本数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。(編注:完全閉塞病変の場合で病変箇所数1箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数2本以下/完全閉塞病変の場合で病変箇所数2箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数3本以下/完全閉塞病変以外の場合で病変箇所数1箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数1本以下/完全閉塞病変以外の場合で病変箇所数2箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数2本以下)

(7)同一医療機関において、同一患者の同一標的的病変に対して区分番号「K546」経皮的冠動脈形成術、区分番号「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分番号「K548」経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)又は区分番号「K549」経皮的冠動脈ステント留置術を行う場合の合計回数は、5年間に2回以下を標準とする。なお、医学的根拠に基づきこれを上回る回数の手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル、エキシマレーザ血管形成用カテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数  
 ウ 今回、経皮的冠動脈形成術を実施する理由及び医学的根拠

(8)当該手術が、日本循環器学会、日本冠疾患学会、日本胸部外科学会、日本心血管インターベンション治療学会、日本心臓血管外科学会、日本心臓病学会、日本集中治療医学会、日本心臓リハビリテーション学会及び日本不整脈心電学会の承認を受けた「急性冠症候群ガイドライン(2018年改訂版)」又は「安定冠動脈疾患の血行再建ガイドライン(2018年改訂版)」に沿って行われた場合に限り算定する。

■K547 経皮的冠動脈粥腫切除術 **28,280点**  
 (注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

### 【留意事項】

- (1)区分番号「D206」に掲げる心臓カテーテル法における75%以上の狭窄病変が存在する症例に対して当該手術を行った場合に算定する。なお、医学的根拠に基づきこれ以外の症例に対して算定する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。
- (2)同一医療機関において、同一患者の同一標的的病変に対して区分番号「K546」経皮的冠動脈形成術、区分番号「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分番号「K548」経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)又は区分番号「K549」経皮的冠動脈ステント留置術を行う場合の合計回数は、5年間に2回以下を標準とする。なお、医学的根拠に基づきこれを上回る回数の手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。
- ア 過去の実施時期  
 イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル、エキシマレーザ血管形成用カテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数  
 ウ 今回、経皮的冠動脈粥腫切除術を実施する理由及び医学的根拠
- (3)当該手術が、日本循環器学会、日本冠疾患学会、日本胸部外科学会、日本心血管インターベンション治療学会、日本心臓血管外科学会、日本心臓病学会、日本集中治療医学会、日本心臓リハビリテーション学会及び日本不整脈心電学会の承認を受けた「急性冠症候群ガイドライン(2018年改訂版)」又は「安定冠動脈疾患の血行再建ガイドライン(2018年改訂版)」に沿って行われた場合に限り算定する。

### ■K548

- 1 経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル) **24,720点**
- 2 経皮的冠動脈形成術(エキシマレーザ血管形成用カテーテル) **24,720点**

(注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

### 【留意事項】

- (1)同一医療機関において、同一患者の同一標的的病変に対して区分番号「K546」経皮的冠動脈形成術、区分番号「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分番号「K548」経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)又は区分番号「K549」経皮的冠動脈ステント留置術を行う場合の合計回数は、5年間に2回以下

を記載すること。

(イ)胸痛等の虚血症状(ロ)新規のST-T変化又は新規の左脚ブロック  
 (ハ)新規の異常Q波の出現

(ニ)心臓超音波検査又は左室造影で認められる新規の心筋の可動性の低下又は壁運動異常

(ホ)冠動脈造影で認められる冠動脈内の血栓

ウ 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に該当項目、発症時刻、来院時刻及び再開通した時刻を記載すること。

(イ)症状発現後12時間以内に来院し、来院からバルーンカテーテルによる責任病変の再開通までの時間(door to balloon time)が90分以内であること。

(ロ)症状発現後36時間以内に来院し、心原性ショック(Killip 分類class IV)であること。

(3)「2」の不安定狭心症に対するものは、次のいずれにも該当する不安定狭心症患者に対して実施した場合に算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄にアからウまでのそれぞれについて、要件を満たす医学的根拠について記載すること。

ア 日本循環器学会の承認を得た非ST上昇型急性冠症候群ガイドラインにおける不安定狭心症の分類で重症度class I、class II 又はclass IIIであること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に重症度及びその医学的根拠を記載すること。

イ 日本循環器学会の承認を得た非ST上昇型急性冠症候群ガイドラインにおける急性冠症候群の短期リスク評価が高リスク又は中等度リスクであること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に短期リスク評価及びその医学的根拠を記載すること。

ウ 来院から24時間以内(院内発症の場合は症状発現後24時間以内)に当該手術を開始すること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に来院時刻及び手術開始時刻を記載すること。

(4)「3」のその他のものは、原則として次のいずれかに該当する病変に対して実施した場合に算定することとし、診療報酬明細書の摘要欄にアからウまでのいずれかの要件を満たす医学的根拠について記載すること。なお、ウの病変に対して実施する場合は、循環器内科又は心臓血管外科を担当する医師が複数名参加するカンファレンス等により医学的必要性を検討すること。また、実施の医学的必要性及び検討の結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 機能的虚血の原因である狭窄病変

イ 区分番号「D206」に掲げる心臓カテーテル法における90%以上の狭窄病変

ウ その他医学的必要性が認められる病変

(5)(2)のア及びイに該当する急性心筋梗塞患者に対して、(3)のウを満たして当該手術を実施した場合は、「2」に準じて算定する。

(6)次の表に該当する場合は、経皮的冠動脈形成術用カテーテル及び冠動脈用ステントセットに係る費用は、それぞれ次の表に示す本数及びセット数を算定する。なお、医学的根拠に基づきこれ以上の本数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。(編注:完全閉塞病変の場合で病変箇所数1箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数2本以下、冠動脈用ステントセット算定セット数1セット以下/完全閉塞病変の場合で病変箇所数2箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数3本以下、冠動脈用ステントセット算定セット数2セット以下/完全閉塞病変以外の場合で病変箇所数1箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数1本以下、冠動脈用ステントセット算定セット数1セット以下/完全閉塞病変以外の場合で病変箇所数2箇所の場合:経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数2本以下、冠動脈用ステントセット算定セット数2セット以下)

(7)同一医療機関において、同一患者の同一標的的病変に対して区分番号「K546」経皮的冠動脈形成術、区分番号「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分番号「K548」経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)又は区分番号「K549」経皮的冠動脈ステント留置術を行う場合の合計回数は、5年間に2回以下を標準とする。なお、医学的根拠に基づきこれを上回る回数の手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル、エキシマレーザ



## 【画面サンプル】 1. 「算定情報」の表示④

(8)精囊造影を行うための精管切開は、区分番号「K829」により算定する。

(9)造影剤を注入するために観血手術を行った場合は、当該観血手術の所定点数をあわせて算定する。

(10)リンパ管造影を行うときの造影剤注入のための観血手術及び注入の手術料は、あわせて、区分番号「K626」リンパ節摘出術の「1」により算定する。

### ■K546

- 1 経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞) **36,000点**
- 2 経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症) **22,000点**
- 3 経皮的冠動脈形成術(その他) **19,300点**

(注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

### 【留意事項】

(1)区分番号「D206」に掲げる心臓カテーテル法における75%以上の狭窄病変が存在する症例に対して当該手術を行った場合に算定する。なお、医学的根拠に基づきこれ以外の症例に対して算定する場合においては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。

(2)「1」の急性心筋梗塞に対するものは、次のいずれにも該当する急性心筋梗塞患者に対して実施した場合に算定する。ただし、冠動脈インターベンション治療(区分番号「K546」から「K550-2」まで)又は冠動脈バイパス術(区分番号「K552」及び「K552-2」)後24時間以内に発症した場合は「1」の急性心筋梗塞に対するものは算定できない。なお、診療報酬明細書の摘要欄にアからウまでのそれぞれについて、要件を満たす医学的根拠について記載すること。

ア 心筋トロポニン(TnT)又は心筋トロポニンが高値であること又は心筋トロポニン(TnT)若しくは心筋トロポニンの測定ができない場合であってCK-MBが高値であること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に測定項目及びその値について記載すること。

イ 以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当すること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に該当項目及びその所見の得られた時刻を記載すること。

(イ)胸痛等の虚血症状

(ロ)新規のST-T変化又は新規の左脚ブロック

(ハ)新規の異常Q波の出現

(ニ)心臓超音波検査又は左室造影で認められる新規の心筋の可動性の低下又は壁運動異常

(ホ)冠動脈造影で認められる冠動脈内の血栓

ウ 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に該当項目、発症時刻、来院時刻及び再開通した時刻を記載すること。

(イ)症状発現後12時間以内に来院し、来院からバルーンカテーテルによる責任病変の再開通までの時間(door to balloon time)が90分以内であること。

(ロ)症状発現後36時間以内に来院し、心原性ショック(Killip 分類class IV)であること。

(3)「2」の不安定狭心症に対するものは、次のいずれにも該当する不安定狭心症患者に対して実施した場合に算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄にアからウまでのそれぞれについて、要件を満たす医学的根拠について記載すること。

ア 日本循環器学会の承認を得た非ST上昇型急性冠症候群ガイドラインにおける不安定狭心症の分類で重症度class I、class II 又はclass IIIであること。なお、診療報酬明細書の摘要欄に重症度及びその医学的根拠を記載すること。

イ 日本循環器学会の承認を得た非ST上昇型急性冠症候群ガ

イドラインを標準とする。なお、医学的根拠に基づきこれを超える回数の手術を実施する場合においては、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

### ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミカテーテル、エキシマレーザー血管形成用カテーテル、アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数ウ 今回、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)を実施する理由及び医学的根拠

(2)当該手術が、日本循環器学会、日本冠症学会、日本胸部外科学会、日本心臓血管インターベンション治療学会、日本心臓血管外科学会、日本心臓病学会、日本集中治療医学会、日本心臓リハビリテーション学会及び日本不整脈心電学会の承認を受けた「急性冠症候群ガイドライン(2018年改訂版)」又は「安定冠動脈疾患の血行再建ガイドライン(2018年改訂版)」に沿って行われた場合に限り算定する。

(3)アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルを用いて経皮的冠動脈形成術を施行する場合には、本区分の「1」の高速回転式経皮経管アテレクトミカテーテルによるものに掲げる所定点数を準用して算定する。なお、区分番号「K548 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)」に関する施設基準に係る届出を行っており、かつ既に複数の高速回転式経皮経管アテレクトミカテーテルを設置している又は1種類のみ的高速回転式経皮経管アテレクトミカテーテルの導入施設で過去2年間25例以上の使用実績のある保険医療機関で使用された場合のみ算定できる。

(4)同一医療機関において、同一患者の同一標的病変に対して区分番号「K546」経皮的冠動脈形成術、区分番号「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分番号「K548」経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)又は区分番号「K549」経皮的冠動脈ステント留置術を行う場合の合計回数は、5年間に2回以下を標準とする。なお、医学的根拠に基づきこれを超える回数の手術を実施する場合においては、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

### ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミカテーテル、エキシマレーザー血管形成用カテーテル、アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数ウ 今回、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)を実施する理由及び医学的根拠

(5)経皮的冠動脈ステント留置術が、日本循環器学会、日本冠症学会、日本胸部外科学会、日本心臓血管インターベンション治療学会、日本心臓血管外科学会、日本心臓病学会、日本集中治療医学会、日本心臓リハビリテーション学会及び日本不整脈心電学会の承認を受けた「急性冠症候群ガイドライン(2018年改訂版)」又は「安定冠動脈疾患の血行再建ガイドライン(2018年改訂版)」に沿って行われた場合に限り算定する。

【改正: 保医発1130第2号/令和4年11月30日】

### ■K549

- 1 経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞) **34,380点**
- 2 経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症) **24,380点**
- 3 経皮的冠動脈ステント留置術(その他) **21,680点**

(注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

血管形成用カテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数ウ 今回、経皮的冠動脈ステント留置術を繰り返して実施する理由及び医学的根拠

(8)当該手術が、日本循環器学会、日本冠症学会、日本胸部外科学会、日本心臓血管インターベンション治療学会、日本心臓血管外科学会、日本心臓病学会、日本集中治療医学会、日本心臓リハビリテーション学会及び日本不整脈心電学会の承認を受けた「急性冠症候群ガイドライン(2018年改訂版)」又は「安定冠動脈疾患の血行再建ガイドライン(2018年改訂版)」に沿って行われた場合に限り算定する。

### ■K550 冠動脈内血栓溶解療法 **17,720点**

(注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

### ■K550-2 経皮的冠動脈血栓吸引術 **19,640点**

(注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

### ■K561

- 1 ステントグラフト内挿術(血管損傷) **43,830点**
- 2 ステントグラフト内挿術(胸部大動脈) **56,560点**
- 2 ステントグラフト内挿術(腹部大動脈) **49,440点**
- 2 ステントグラフト内挿術(腸骨動脈) **43,830点**

### 【留意事項】

(1)血管塞栓術を同時に実施した場合の血管塞栓術の手術料は、ステントグラフト内挿術の所定点数に含まれ、別に算定できない。

(2)一連の治療過程に、血管塞栓術を実施した場合の手術料も原則として所定点数に含まれ、別に算定できない。

(3)「1」血管損傷の場合は、末梢血管ステントグラフトを用いて腸骨動脈以外の末梢血管に対し血管損傷治療を行った場合に算定できる。

### ■K595

#### 1 経皮的カテーテル心筋焼灼術(心房中隔穿刺、心外膜アプローチ) **40,760点**

#### 2 経皮的カテーテル心筋焼灼術(その他) **34,370点**

(注1)三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。

(注2)磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。

(注3)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

### 【留意事項】

(1)「注1」に規定する三次元カラーマッピングとは、体表電極から発生する微弱な電気信号を体外式ベースメーカー用カテーテル電極(磁気センサーを有するものを除く。)等により検出し、三次元心腔内形状を作成し、これらのカテーテル電極にて検出した心電図との合成により三次元画像を構築することをいう。

(2)「注1」に規定する三次元カラーマッピング加算を算定する場合は、特定保険医療材料114の体外式ベースメーカー用カテーテル電極のうち、心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」並びに特定保険医療材料123の経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルのうち、熱アブレーション用の「体外式ベーシング機能付き」及び「体外式ベーシング機能付き・特殊型」については算定できない。

(3)注2に規定する磁気ナビゲーション法は、心臓マッピングシステムワークステーションを用いて実施した場合に算定できる。

(4)経皮的カテーテル心筋凍凍焼灼術を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。その場合、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

### 解説

シースイントロドゥーサーセットは、通常、血管内留置針あるいは金属性の外套管を有する穿刺針等の誘導針、ガイドワイヤ、ダイレーター(血管を拡張するカテーテル)、シース(挿入目的とするカテーテルより少し太いカテーテル)の4点で構成される。

シースは、従来の経皮的カテーテル法では挿入できなかった先端孔のない(側孔のみ)のカテーテルの挿入や、シースを介して

目的の違うカテーテルを挿入した。

「II-112」ペーシング用ステントグラフトセット/自己拡張性ステントグラフトセットに使用するシースイントロドゥーサーは、本分野の(4)大動脈用ステントグラフト用に区分されている。血管造影後にそのまま

### 解説

当該特定保険医療材料及び使用される疾患等の説明を簡潔に掲載。



## 【画面サンプル】 1. 「算定情報」の表示⑤



### 製品写真・イラスト

当該特定保険医療材料の写真等を参考として掲載。

※画像サンプルは代表的な商品のみが表示されます。  
全商品のサンプルイメージは表示されません。

# 【画面サンプル】 2. 「加算情報」の表示

MAVIS マスタWorth

アップロード ミニメール 取扱説明書 その他設定

ダッシュボード 医療材料 医薬品 検査試薬 機器・保守 医事整合 月次統計 Worth

商品詳細

印刷 PDF化

商品詳細 ユニフレームマスク

…保険請求関連の情報

製造元	[456025400]東洋メディック
販売元	[456025400]東洋メディック

商品コード	4582387890475	JANコード	4582387890475
JMDNコード	[40898000]頭頸部画像診断・放射線治療用患者体位固定具		
商品名	ユニフレームマスク		
商品名(カナ)	ユニフレームマスク		
製品番号	MTAPUCP301		
規格	MTAPUCP301 22.9cm×25.4cm 厚3.2mm コンフォートパーフ		

単位(バラ)	[08]枚	単位(ケース)	[02]箱
旧定価(バラ)	¥6,600.00	旧定価(ケース)	¥33,000.00
定価(バラ)	¥6,400.00	定価(ケース)	¥32,000.00
定価適用日			
ケース入数	5	梱包入数	

Worth加算情報

MAVIS マスタWorth

アップロード 取扱説明書 その他設定

加算情報

加算情報 [M001]体外照射

材料使用により「点数加算」が発生する可能性がある場合に、「加算情報」（診療行為名）が表示されます。  
※候補が複数ある場合は、複数表示されます。

告知区分	[M001]体外照射	
診療行為名	[189990001]体外照射用固定器具加算※	
点数	1,000	
内訳	あり	
[内訳]	(内訳)診療行為名	(内訳)点数
1) M001	[180016970]体外照射用固定器具加算(体外照射)	1,000点
2) M001	[180064650]体外照射用固定器具加算(ホウ素中性子捕捉療法)	1,000点